ポイント利用規約

この規約(以下「本規約」といいます。)には、株式会社シャトク(以下「当社」といいます。)の提供する福利厚生サービスに伴い提供する当社の発行するポイントサービス(以下「本サービス」といいます。)のご利用にあたり、当社と個人会員との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。なお、本サービスについては、本規約だけでなく、「福利厚生サービス利用規約(個人向け)」(以下「基本規約」といいます。)が適用され、本規約と基本規約との内容が矛盾・抵触する場合には、本規約を優先し、本規約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第1条 (定義)

- 1. 本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。
- (1) 「福利厚生カード」とは、当社が別途定める「福利厚生カード利用規約(個人向け)」 に基づき、当社が個人会員に対し発行するクレジットカードのことをいいます。
- (2) 「カード会員」とは、個人会員のうち、福利厚生カードの発行を受けた個人会員のことをいいます。
- (3) 「ポイント」とは、本規約に基づき付与されるポイントのことをいいます。
- (4) 「対象取引」とは、商品の購入若しくはサービスの利用、又はポイント付与キャンペーンの参加等当社又はポイントプログラム適用店舗がポイント付与の対象と認めた取引等をいいます。なお、ポイント付与の対象として当社及びポイントプログラム適用店舗が指定する対象取引は、当社の会員サイトにおいてご案内します。
- (5) 「カード加盟店」とは、当社又は当社以外の第三者との契約に基づきカード会員が本サービスを利用することができる店舗をいいます。
- (6) 「ポイントプログラム適用店舗」とは、付随サービス提供事業者及びカード加盟店のうち、本サービスに基づく当社のポイントが付与される対象取引を行うことのできる店舗のことをいいます。
- 2. 本規約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。

第2条 (ポイントの付与)

- 1. 当社は、個人会員が次の各号のいずれかに該当する場合に、ポイントを付与します。
 - (1) 福利厚生サービスを用いて付随サービス提供事業者との間で対象取引の決済を行った場合
 - (2) 福利厚生カードを対象取引の決済手続が終了する前までに提示(当社が別途特別な手続きを定めている場合には、当該手続きを個人会員が行ったことを含みます。)

して、ポイントプログラム適用店舗で対象取引を行った場合

- 2. ポイント付与の対象となるポイントプログラム適用店舗、対象取引、ポイントの付与率、ポイントの付与の上限、その他ポイント付与の条件は、当社又はポイントプログラム適用店舗が決定し、会員サイトにおいて個人会員に告知します。ポイント付与の条件が変更された場合も同様とします。
- 3. ポイント付与の対象となるか否か、ポイントの付与率、及び有効期限は、ポイントプログラム適用店舗、対象取引の種類によって異なることがあります。ポイント付与に疑義が生じた場合、当該ポイント付与に関する最終的な判断は、当社が行うものとし、個人会員はこれに従うものとします。
- 4. 対象取引が行われた場合であっても、次の各号に該当する場合には、ポイントの付与を 行わない場合があります。
 - (1) 本サービスの不正利用であることが確認された場合
 - (2) 福利厚生カードを用いて対象取引の決済手続が終了する前までに福利厚生カード の提示が行われない場合
 - (3) 福利厚生カードが不正に取得された疑いがある場合
 - (4) 福利厚生カードが偽造、変造されたものである疑いがある場合
 - (5) 本規約等に基づき、本サービスの全部又は一部の提供が中断若しくは停止されている場合
 - (6) その他当社がポイントの付与を行うことが不適当と判断する相当の理由がある場合
- 5. 個人会員は、本規約及び当社が定める特約等(以下「本規約等」といいます。)を承認のうえ、当社及びポイントプログラム適用店舗が定める所定の方法により手続きを行うことにより、ポイントと引き換えに当社及びポイントプログラム適用店舗が定める 景品又はサービス等(以下「景品等」といいます。)に交換することができます。

第3条 (ポイント付与の対象取引)

- 1. 当社及びポイントプログラム適用店舗は、個人会員が当社又はポイントプログラム適用店舗との間で行う取引に応じて、所定の付与率で個人会員にポイントを付与します。ポイントの付与率は、当社及びポイントプログラム適用店舗が各自で定めることができるものとします。なお、個人会員には、当社及びポイントプログラム適用店舗が実施するサービスやキャンペーンにより、ポイントとは別に所定のポイントが付与されることがあります。
- 2. 当社及びポイントプログラム適用店舗が指定する取引以外の取引については、ポイント付与の対象外となります。
- 3. ポイントは、対象取引があったことを当社又はポイントプログラム適用店舗が確認し

た後に付与します。ただし、事務処理上の都合により付与日が変動することがあります。なお、ポイントの付与日は対象取引ごとの条件により異なります。

- 4. 対象取引に取消又は変更等があった場合、当該対象取引にかかるポイントは取消、減算又は加算されることがあります。
- 5. 前項にかかわらず、個人会員は、当社又はポイントプログラム適用店舗のシステムの都合によりポイントの減算処理が行われない若しくは遅延することに起因して、実質的に同一の対象取引によりポイントを複数回取得した場合には当該ポイントを取り消すものとします。

第4条 (ポイントの付与時期)

- 1. 当社は、第2条の基準により算定するポイントを当社の指定する日に締め切って集計し、当社の指定する日に個人会員に付与します。なお、集計はポイントプログラム適用店舗からのデータ到着日基準で行うため、実際の利用日より遅れて集計対象となる場合があります。
- 2. 既にポイントが付与されているカード取引の解約等でポイントを減算すべき事情が生じた場合には、減算処理を行います。また、減算しようとした時点で、個人会員が減算すべきポイントに対応するポイントを所持していない場合は、その後に付与されるポイントから付与時点で減算します。なお、長期間の取引未発生等当社が個人会員の購入・解約等の一連の取引をポイントの不適切な利用目的と認めた場合は、カードの利用停止又は会員資格の喪失等の措置をとることがあります。
- 3. 第2条に該当する場合のポイント付与時期は、その都度会員サイトで別途告知します。
- 4. ポイントの付与残高は、会員サイト及びご利用明細書で確認することができます。

第5条 (ポイントの有効期限)

- 1. ポイントの有効期限はポイント発行日より1年間とし、有効期限が過ぎた場合には当該期限が到来したポイントが失効します。
- 2. 当社及びポイントプログラム適用店舗は、対象取引の種類に応じて異なる有効期限を 定める場合があります。詳細は当社の会員サイトにてご案内いたします。

第6条 (ポイントの取消し)

ポイントが付与された後に、個人会員が当該付与にかかる対象取引について返品、キャンセル、変更を行った場合、又はシステムトラブル、不正利用その他正常ではない方法でポイントが付与された場合には、当社の判断により、付与されたポイントを取り消し、又は変更することがあります。この場合、個人会員は、付与を受けたポイントの取扱いについて、当社又は当該対象取引を行ったポイントプログラム適用店舗の指示に従うものとします。

第7条 (ポイントの利用)

- 1. 個人会員が、当社が定める条件に従って、ポイントを利用した場合、当社は、当社が定める条件に従って、個人会員の希望に応じてポイントプログラム適用店舗から福利厚生サービスを利用して購入した商品等の支払代金等、福利厚生カードの決済金額を減額又はその他当社の指定するポイントの利用方法に従ったサービスの提供を行います。
- 2. ポイントの利用の申請方法、申請期限、ポイントの利用に応じて減額される支払代金の 金額その他のポイントの利用条件は、当社が決定し、会員サイトにおいて個人会員に告 知します。ポイントの利用条件が変更された場合も同様とします。

第8条 (ポイントの消滅)

- 1. ポイントは、次の各号の一に該当する場合、当社が認めた場合を除き、該当した時点で全て消滅するものとします。
- (1) 個人会員が個人会員の資格を喪失した場合
- (2) ポイントサービスの不正利用であることが確認された場合
- (3) その他、当社が必要と判断した場合
- 2. ポイントのうち、福利厚生カードの利用により付与されたポイントは、当社が認めた場合を除き、個人会員が福利厚生カードを退会したときに、すべて消滅するものとします。

第9条 (景品等との交換)

- 1. 個人会員は、本規約等を承認のうえ、ポイントを会員サイトでの申込み、その他の当社 又はポイントプログラム適用店舗が定めた方法により、景品等と交換することができ ます。なお、別に定める場合を除き、ポイントを交換することができるのは個人会員本 人に限るものとし、個人会員本人以外の者は、ポイントを交換することはできません。 また、景品等によっては、交換の申込方法を当社又はポイントプログラム適用店舗が指 定する場合があります。
- 2. 個人会員は、景品等との交換に際して、当社の定めた方法による本人認証を行うことに同意します。
- 3. 個人会員は、当社が本人認証を行うために必要な情報を適切な保護措置を講じた上で、 当社又はポイントプログラム適用店舗の定めた本人認証サービスを提供する会社へ情報提供することにあらかじめ同意することとします。
- 4. 当社又はポイントプログラム適用店舗が景品等への交換の申込みを受付けた後の当該申込みの取消、景品等の変更、返品、送付先の変更はできません。なお、当社又はポイントプログラム適用店舗による景品等への交換の申込みの受付けをもってポイント交換手続きの完了とします。
- 5. 景品等の送付先は、当社又はポイントプログラム適用店舗が定める手続きにて個人会

員が当社又はポイントプログラム適用店舗に登録した日本国内の住所とします。なお、個人会員が指定した住所に誤りがある等、個人会員側の理由や事情により景品等が送付できなかった場合、当社又はポイントプログラム適用店舗は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。

- 6. 当社は第1項の申込みを受付けた時点で、景品等の交換に必要なポイント数をポイント残高から減じます。なお、景品等が他社ポイントプログラムへの移行である場合で、 当該移行が成立しなかったときは、その原因が個人会員の責に帰することができない 事由によるものであると当社又はポイントプログラム適用店舗が判断した場合に限り、 減算したポイントを返還するものとします。
- 7. 景品等の仕様、デザイン、品揃え等については、予告なく変更する場合及び取扱いを中 止する場合があります。
- 8. その他の交換・お届け等の注意事項については、当社又はポイントプログラム適用店舗 のホームページ等にてご案内いたします。
- 9. 景品等の配送先は国内の登録住所となります。運送事情その他の要因により、延着する場合があります。

第10条 (交換後の取扱い)

- 1. 前条第4項のポイント交換手続き完了後に景品等が届かない場合は、個人会員は当社 にその旨を連絡するものとします。個人会員から不着の連絡がない場合は、当社は当該 景品等を受領したものとみなし、交換の取消し、ポイントの返還等は行いません。
- 2. 欠品やサービスの中止等の事情により個人会員が交換を申込んだ景品等の提供ができない場合は、当社又はポイントプログラム適用店舗は同等の代替景品等の提供又はポイントの返還をもって対応するものとし、個人会員はこれを了承します。
- 3. 当社は、景品等の付与にあたって発生する交通費、宿泊費、公租公課その他の費用を一切負担しません。
- 4. 個人会員がポイントを景品等に交換したことにより、何らかの不利益を被った場合でも当社は当該不利益につき一切の責任を負いません。

第11条 (景品等の利用に関する責任)

景品等の利用に関して生じた事故や景品等の破損等については、景品等の製造元又は提供 元と個人会員との間で解決するものとし、当社は一切の責を負いません。

第12条 (景品等及び交換ポイント数の変更)

当社は個人会員への事前予告なく、いつでも景品等及びその交換ポイント数を変更することができるものとします。なお、変更については、当社の会員サイトへの掲載その他当社が 定める方法にて公表いたします。

第13条 (譲渡禁止)

個人会員は、当社が別途定める場合を除き、自身が保有するポイントを第三者に譲渡したり 相続させたりすることはできません。

第14条 (権利喪失及び交換停止)

- 1. 個人会員が当社との契約を解除した場合又は当社の福利厚生サービスの個人会員たる 資格を喪失した場合には、当該個人会員は当社又は当該ポイントプログラム適用店舗 等との間の対象取引により付与され保有するポイント及び当該ポイントと景品等との 交換に関する一切の権利を喪失するものとします。
- 2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社又はポイントプログラム適用店舗等は、個人 会員へのポイントの付与、景品等への交換の受付等の各種手続き等を停止し、又は取り 消すことがあります。
 - (1) 個人会員が当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (2) 個人会員が本規約又は当社が定める規約・特約等に違反した場合
 - (3) 不正な方法によるポイントの受領、交換が行われたと当社が判断した場合
 - (4) その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

第15条 (本サービスの変更)

当社は、個人会員に事前に通知することなく、本規約、ガイドライン等、本サービスの内容 又は本サービス提供の条件の変更(ポイントの廃止、利用停止、付与停止、ポイントの内容 変更、指定ウェブサイトの変更等を含みますが、これに限りません。)若しくは本サービス を終了又は停止することがあり、個人会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

2025年4月10日 制定